

一般社団法人日本国際看護学会 選挙管理委員会 規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本国際看護学会（以下、本法人）の定款第12条第2項に定められた代議員の選出に関し選挙管理委員会の設置、運営に必要な事項を定める。

第2条（設置）

本法人は代議員選出規定第6条にもとづき代議員選出のために選挙管理委員会を設置する。

第3条（選挙管理）

選挙管理委員会は次の事業を行う。

- （1） 選挙の公示
- （2） 被選挙者リスト・投票様式の作成と所定の会員ページへのアップロード
- （3） 会員への通知と投票呼びかけ
- （4） 投票の有効・無効の判定
- （5） 当選者の選定と受諾の確認
 - ①定数に達する順位の者が複数の時は、受諾交渉の順位は選管委に一任する。
 - ②当選者が辞退した時は、次の得票数の者を当選とする。
- （6） 受諾した当選者の理事長への報告

第4条（任期）

選挙管理委員の任期は、理事長より委嘱を受けた日より、当該選挙が終了し、当選者名簿を理事長に提出するまでとする。

附則 本規程は2024年10月24日から施行する。